

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2014. 8.10発行〈通巻第447号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 労働安全衛生法改正  
職場のストレス環境改善につなげられるか ..... 2
- 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟  
いよいよ最高裁が統一的判断へ 澤田慎一郎..... 4
- 関西労働者安全センター第34回総会を開催 ..... 5
- 身近な機械の安全 刈払機の安全装置と安全動作..... 6
- それぞれのアスベスト禍 その42 古川和子..... 9
- 大阪市もアスベスト健康被害無料検診を実施 ..... 11
- 韓国からのニュース ..... 13
- 前線から  
はつりじん肺損害賠償訴訟 第25回弁論報告 大阪..... 16

7月の新聞記事から/19

表紙/証人尋問を終えた原告の徳田輝顕さん(左)と福本隆一さん(16P本文参照)

## 職場のストレス環境改善につなげられるか

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

今年6月19日に国会で成立した労働安全衛生法改正案で、新たに加えられることとなった第六十六条の十第1項である。

もともと2011年12月の民主党政権時代に国会に提出され、全く議論されないまま翌年11月の解散で廃案となった労働安全衛生法改正案は、この条文の「心理的な負担の程度を把握するための検査」の部分が「精神的健康の状況を把握するための検査」となっていた。

事業者にいわゆるストレスチェックを義務化するという自体は同じなので、まったく同じ内容の法律改正のように見えるが、実は目的や実際のチェック項目は相当変わってくるといえそうだ。

### 最初の案は「メンタル不調者の把握と対策」だった

そもそも最初に厚生労働省内に設けられた「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」が2010年5月にまとめた報告では、「メンタルヘルス不調者の把握と把握後の

適切な対応」の検討が必要とし、とにかく個々の労働者の不調者発見が目的であるような論調で検討が進められてきた。何か初期の精神疾患の予兆のようなものを検査で見つけ出し、早期に治療につなげるというイメージで改正方向が検討されたものだから、当然のように厳しい批判が様々な立場から集中することとなった。

そもそも簡単な質問項目の問診票で個々の不調を判断できるわけがないという批判を筆頭に、個々の労働者のプライバシーをめぐる問題や検査結果に伴う労働者の不利益扱いなど、何とも理解しがたい改正案であったことは間違いないといえた。

### ストレスチェック制度 目的は気づきと職場環境改善

これに対し、今度国会で成立した改正案では、「医師等」が行うのは「心理的な負担の程度を把握するための検査」であるとされている。この趣旨について厚生労働省は次のように説明している。

「メンタルヘルス不調の未然防止のためには、①職場環境の改善等により心理的負担を軽減させること（職場環境改善）②労働者のストレスマネジメントの向上を促すこと（セルフケア）が重要。

このため、ストレスチェック制度を設け、労働者の心理的な負担の程度を把握し、セ

ルケアや、職場環境の改善につなげ、メンタルヘルス不調の未然防止のための取組（一次予防）を強化する。」

つまりストレスチェックが個々のメンタルヘルス不調の早期発見につながるとしても、あくまでも副次的なもので、主目的は本人の気づきと職場環境改善であるということなのである。

現在、厚生労働省で精力的に開かれている「ストレスチェック項目等に関する専門検討会」が俎上にあげている質問項目は、この趣旨に見合ったものとして「職業性ストレス簡易調査票」の57項目を中心としたものになっているという。

廃案となった法案のときには、「心身のストレス反応」の9項目だけのモデルが一部で提案されていたが、趣旨が大きく変化したことから「仕事のストレス要因」「周囲のサポート」の各6項目、それに食欲と睡眠に関する項目を加えた23項目が1案として出されている。

部分が多いというのが実際のところだ。（下図参照「7月25日第3回ストレスチェック項目等に関する専門検討会資料より」）

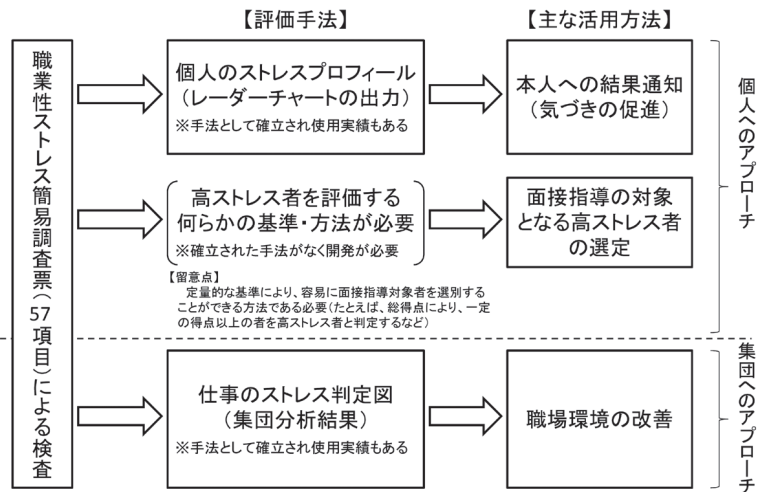
また、ストレスチェック実施後の職場環境改善については、メンタルヘルスアクションチェックリスト（職場環境改善のためのヒント集）のようなツールが開発されており、活用事例も発表されているが、その多くは大手事業場での取組事例である。制度が実際に運用されることになる来年末に向けて、中小規模事業場で事業者や労働者が活用の意欲が湧くようなメニューやヒントが少なくとも用意される必要もあるだろう。

ストレスチェック制度はあくまでも病気の発見が目的なのではなく、個々の労働者の気づきと職場環境の改善であるというためには、さらに制度の具体化が必要であるといえよう。

### 多様な職場環境改善のツールが必要

そしてこうしたストレスチェックの評価をどう考えるかについては、本人の気づき促進はともかく、医師による面接指導を勧奨することになる高ストレス者の判定方法など未知数の

### ストレスチェック結果の評価に関する考え方の整理



# 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 いよいよ最高裁が統一的判断へ

泉南アスベスト訴訟勝たせる会 澤田 慎一郎

8月3日、泉南アスベスト訴訟の原告団総会が開催された。というのも、7月中旬に最高裁判所から原告側に対して弁論を開催するという通知があったのだ。泉南アスベスト訴訟は第1陣訴訟と第2陣訴訟がともに上告となり、最高裁の動向を原告側も注視していた。高裁の判決においては第1陣では原告全面敗訴、第2陣では国の責任を強く認定する形での原告勝訴であった。

一般的には、判断の見直しがなされる方向にあるときには、最高裁で弁論が開かれると聞く。しかしながら、今回の通知では第1陣と第2陣それぞれにおいて弁論を開催するというもので、かといって基本的な判断の内容が異なるわけではないはずであるが、原告側の弁護士もどちらに転ぶかわからないというのが現時点における率直な思いであろう。なお、最高裁の弁論は9月4日に、第1陣訴訟が13時30分から14時30分、第2陣訴訟が15時30分から16時30分の時間で開かれる。

前置きが長くなったが、上記のような情勢が不透明なものなので、当然に「敗訴もあり得る」という認識を原告団も弁護士からの説明を聞いて共有したものと思

う。原告の支援をしてきた「泉南地域の石綿被害と市民の会」の柚岡一禎代表からは、「もし、負けたとき、啞然として立ちすくむようなことがあってはいけなから、今からそういうことになった場合のことも考えておかなければいけない！」との激も飛ばされたが、「もう負けたときはしょうがない。今からそんなこと考えたらいけない」といったような反撃も原告団から出され、弁護士が「まあまあまあ」といった具合に矛を収めさせていた。総会にはテレビカメラも3台入り、報道関係者も多数参加していたが、そんなことはおかまいなしに本音をむき出しに意見を交換できるのは、この訴訟団の良い面かもしれない。

さて、今回の総会では不透明な情勢の報



# 関西労働者安全センター第34回総会を開催

7月4日に天満橋の「エル・おおさか」にて、34回目の総会を開催した。お忙しい中、多数の方にご参加いただきありがとうございました。

2013年度も労働安全衛生の課題は盛りだくさん、いくつもの成果があった。アスベストでは教員の公務災害認定を勝ち取り、西成区や堺市での新たな被害の掘り起こしが進んだ。胆管がん事件の被害者支援と化学物質管理についての厚労省への働きかけ、はつりじん肺訴訟の支援、職場のいじめ・パワハラ、被曝労働問題など幅広いテーマで少しずつ前進している。

無事、2013年度の活動報告、会計報告、2014年度方針の承認をいただいた後は、特別講演を行った。アスベスト報道などで当センターとも関係の深い朝日新聞記者の下地剛さんに、福井支局で執筆中の「ルポ東尋坊」にまつわるお話を伺った。「ルポ



下地剛記者

東尋坊」は東尋坊で自殺に訪れた人を救う支援者「月光仮面」と救われた人たちのストーリーを丁寧にレポートした貴重で興味深い連載記事である。参加者からも質問が多く飛びだした。

2014年もすでに半年を過ぎたが、各課題にますます力を入れて安全で快適な労働現場を実現するべく活動に邁進して参りますので今後もよろしく願いいたします。

告だけでなく、原告団には残念なことではあるが、「確定」してしまった話の報告もされた。実は、最高裁が弁論を開くにあたっては、上告を受理するという手続きを踏むのだが、工場近隣で農作業をしていて石綿肺を発症して死亡した者、幼少時に工場内で養育されて石綿肺を発症した者、死亡から20年が経過して請求の権利が消滅したとして除斥の対象とされた2名、合計4名の被害者については受理の対象外や受理されたのち重要な事案でないとして処理され、敗訴が確定してしまった。

とりわけ環境ばく露の被害者は、泉南地

域の被害の特徴である「家族ぐるみ、地域ぐるみ」の被害の象徴として2006年の提訴時から本人・遺族が原告団を引っ張ってきた。そんな原告たちにとって、この決定を受け入れる心の整理はなかなかつかないだろう。ただ、最高裁判断の結果によって、敗訴原告をとりまく状況が政治的な文脈で変化してくる可能性も完全には排除できない。今はただ、最高裁の判断に希望を抱くしかない状況である。

# ◆◆ 身近な機械の安全 ◆◆ 刈払機の安全装置と安全動作

## 簡単に使えるが危ない機械

刈払機という機械がある。通称「草刈り機」と呼ばれることも多い、草や小径木を刈払うための機械だ。小型の2サイクルガソリンエンジンにシャフトがついていて、その先に丸鋸のようなカッターがついている。金属製のカッターもあるが、ナイロン製の紐を高速回転させて草を刈払うようなものもよく使われている。

エンジン部分を背負う方式のものもあるが、最も多いのは肩にベルトを掛けて、機械の中心部を吊るして両手で操作するというものだ。シャフトにU字型でついているハンドルを操作するか、シャフト自体についたグリップを握って操作するようになっている。もちろん刈払うための先端はカッターがむき出しでブンブンと高速回転するようになっている。だからこの回転部分に

体の一部が接触するようなことがあると、ひどい労働災害が発生することになる。また、直接体が当たらなくても、回転部分がひっかいた小石などが飛んで、体に当たってケガをするということもある。

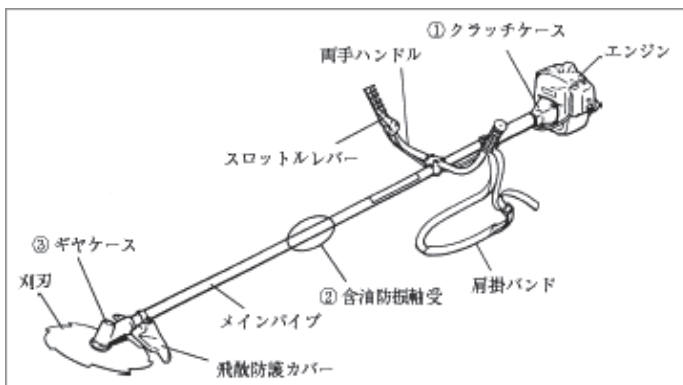
使用するのに特に免許が必要だったりすることはなく、誰でも簡単に購入することができる。自ら田畑を耕す人であれば必需品だし、所有地の清掃で時々使うという人もあるだろう。要するに業務として、言い換えれば労働者として使用する以前に、かなり身近な機械なのだけれど、実は相当に危ない機械なのだということになる。

実はこの刈払機、事業者が労働者に使用させるときには、労働安全衛生法上、安全衛生教育を行うよう努めなければならないこととされている。厚生労働省は「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」として、6時間のカリキュラムを設定し、事業者に実施を指導している。

たしかに誰でも使える機械なのに、安全対策を使う人が心得ているとはとても言い難い機械なのである。

## 安全装置の改善はつい最近

たとえば、この機械の安全装置の設定を取り上げても、つい最近に大きな変更が行われてい



刈払機 「丸山製作所 HP より」

る。それまで日本では普通であった固定式スロットルレバーが、2011年9月末を最後に製造されなくなったのだ。レバーを操作してエンジンの回転数を上げ、レバーから手を放してそのまま刈払い作業を続けられるそれまでの機械から、スロットルレバーから手を放したらエンジンはアイドリング状態になり、回転が止まる方式に統一したのだ。日本農業機械工業会刈払機部会を中心に日本で刈払機を製造販売する22社全てが合意してのことだ。

たしかにそうだ。むき出しで刃物が高速回転する構造の機械、たとえばチェーンソーや丸鋸と同じく、刈払機も高速の回転部が固定された対象物に当たったとき、作業側に跳ね返る危険がある。しかし、チェーンソーや丸鋸が、回転部の特定部分だけでキックバックが起きるのに対して、刈払機の場合は、極端に言えば360度の全部で起きる可能性がある。そのため、確実にハンドルを握ってアクセルを吹かしている状態でなければ作業ができないようになっていないといけない。

ただ、この設計上の改良でかなりの危険は排除できたということになるが、レバーを離れたときに瞬時に回転が収まるというわけではない。

### テキストに書いていない安全動作

キックバックの危険について、もう一つ作業の方法上の安全対策がある。安全衛生教育の内容そのものになるのだが、厚生労働省が通達上推奨している林業・木材産業

労働災害防止協会が発行しているテキストが必ずしも適切な解説ができていない部分がある。それは、作業中に転倒したときなどの刈払機の扱い方である。刈払機のベルトは、非常時にはワンタッチで機械を外せるようになっていて、何か問題が起きたらすぐに機械を体から遠ざけるようにすることを推奨しているかのようだ。

この点について、テキストは全く触れていないのだが、推奨テキストではなく、最近発行された「刈払機安全作業ガイド基本と実践」（石垣正喜 著、林業改良普及協会発行）は、転倒したら「機械を身体から離すのではなく、逆に、左腕を身体に引き付け、両腕で身体にしっかりと固定する」と身の守り方を指導する（下図参照）。手

滑落時の身体の守り方



左腕を伸ばして機械を身体から離すのではなく、逆に、左腕を身体に引き付け、両腕で身体にしっかりと固定する。

「刈払機安全作業ガイド基本と実践」（石垣正喜著、林業改良普及協会発行）より

を放してしまうと、高速回転する刃物が思わぬ方向に向いて危険な状態になってしまうというのだ。たしかに手を放したことによって、機械が回転して刃物が大腿部を直撃して死亡災害になったという事例もある。

斜面での作業中に滑落したり、思わぬ陥没地で転倒したようなときは、機械を放すのではなく、逆に機械をつっかえ棒にして身を守るというのが正しいということになる。この実践的な安全対策は、刈払機作業

を一定以上経験した作業であれば、十分に納得できることなのだが、示唆がなければ意識せずに毎日の作業を進めることになってしまうだろう。

せっかくの安全衛生教育なのに、意外に大事なことが抜けてしまっているというのは他にもあるのかもしれない。そういう意味では安全衛生教育の中身については、作業従事者の経験を重視して実際に見合ったものとして点検していくことは大事だといえよう。

## ★オススメ!! 労災職業病チャンネル★

NPO 法人神奈川労災職業病センターが YouTube に「労災職業病チャンネル」を開設しました。

第1回は「派遣法改正、残業代ゼロ... 雇用規制緩和の背景と問題点」として  
弁護士の嶋崎量さんが大変わかりやすい解説をしています。

労働条件の規制緩和は、雇用だけでなく過重労働など職場の安全衛生にも直結する話です。  
是非ご覧ください!

### ◆ 働く人の安全と健康を考える労災職業病チャンネル ◆

<https://www.youtube.com/channel/UCI8fo24IfO85u3MamCVB7yQ>

第1回 派遣法改正、残業代ゼロ... 雇用規制緩和の背景と問題点

ゲスト 嶋崎 量 (弁護士・神奈川総合法律事務所所属、

日本労働弁護団全国常任幹事、ブラック企業対策プロジェクト事務局長)

制作 NPO 法人神奈川労災職業病センター 協力 神奈川労働弁護団/横浜市民放送局

第1回 その1 派遣法改正と、その背景

<http://youtu.be/HwVVyOzxYB4>

第1回 その2 法改正の全体像 残業代ゼロ、成果主義の問題点

<http://youtu.be/DSa4H4LktOg>

第1回 その3 ジョブ型正社員の雇用ルール整備、解雇の金銭解決制度の問題点

<http://youtu.be/LZG-PgjJaVw>

第1回 その4 社会全体の労働環境が劣化している

<http://youtu.be/X1Uc5IKh0BY>



# 連載 それぞれのアスベスト禍 その42

## 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

### 滋賀県の地場産業でも悲劇が

「どこでアスベストを吸ったのでしょうか？」という相談は多い。その様な相談を受けると私達は可能な限り調査する。そして「これが原因ではないでしょうか」と説明する。その結果、職業曝露のある方は労働災害として労災補償に繋がり、曝露原因が不明であったり環境被害である方は環境再生保全機構の石綿救済法の認定を受ける。今まで多くの方の相談に対応させてもらったが、今回の相談者H子さんもまた環境的な曝露の被害者だ。

60歳代後半のHさんは彦根市で生まれて彦根市で育ち、現在も彦根市で夫と暮らしている。子供たちはそれぞれに家庭を持ち、世間でいうところの「絵に描いた様な幸せな生活」を送り、今後も夫と仲良く老いてゆくはずだった。

今年の春に突然の胸水貯留で診察を受け、検査の結果は「胸膜中皮腫」だった。既に進行が進み、手術は不可だ。数件の病院を廻ったが、中皮腫の専門医は見つからない。

そのような時に患者と家族の会を知り電話をしてきた。当初はセカンドオピニオンについての相談だった。電話でいろいろとお聞きしたが「一度お会いしましょう」と

なっでご家族が関西安全センターの事務所に伺って来られた。片岡さんにも同席してもらった。治療的な話は、セカンドオピニオンとして宇部医療センター受診を勧めた。そして話はもうひとつの関心ごとになった。

「何処でアスベストを吸ったのでしょうか？」。聞けばH子さんの居住歴や元職場には曝露する原因らしきものは無い。夫の仕事もアスベストとは無関係だから家庭内曝露は無い。ただひとつ…H子さんの実家が「バルブ製造工場」を営んでいた。H子さんは幼いころから自宅の敷地内にあった工場へ出入りしていた。そして父親の仕事が好きで、一緒に手伝っていたという。

バルブ製造にはパッキンが不可欠であり、パッキンにはアスベストが使用されている。

調べてゆくうちに、バルブ製造は彦根市の地場産業だと解った。彦根市のホームページ（HP）にも記載されている様に歴史は古い。彦根市HPのユニークな「彦根バルブ物語」を紹介しよう。

### 彦根バルブ物語

■バルブは私たちの生活の『縁の下の力持ち』

バルブという言葉はご存知でしょうか、一番身近なものでは水道の蛇口もバルブです。液体や気体などの流体を止めたり、流したり、

絞ったりする役目をするのがバルブで、上下水道から化学プラント、船舶、ビルなどの配管に使用されています。普段見かけることは少ないものですが、バルブは私たちの生活には欠かせないものなのです。

■なぜ彦根でバルブなのかというお話

明治の中期に門野留吉氏がバルブの製造を始めたのが、彦根バルブの始まりといわれ、その後、同族の分家や職人へのノレン分けによって業者数が増え、近代的な経営とともに一大産地が形成され、百年あまりの歴史を刻んでいます。

現在、彦根バルブは30社前後のブランドメーカーとそれを支える70～80社からなる関連企業で業界を構成し、業界で働く従業員は1,500名以上になります。

■『バルブ』と一口に言ってもこんなに多種多様

バルブにも用途によっていろんな種類がありますが、彦根では主に鋳鉄製の素材を中心に、小さなサイズから人間がぐり抜けることができる3mの大口径のものまで製造されています。

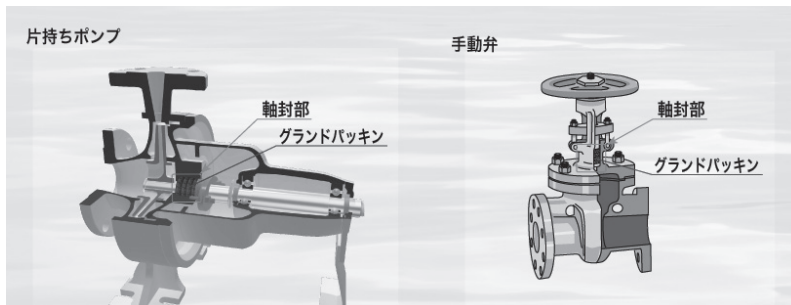
用途に応じて仕切弁、バタフライ弁、ボール弁、玉形弁、消火栓などいろいろな使用のバルブを手がけ、年間生産高も250億円近くにのぼります。(以上、彦根市のHPより)

私は直接H子さんにお会いして話を聞いた。確かに「あそこの家も、向うの家もバルブ工場だった。友人の家は殆どバルブ工場で、友人たちも工場に出入りしていた」と語っていた。Hさんはとてもバルブ製造の仕事が好きで、毎日の様に手伝っていた。細かい部品が納入され、組み立ててゆく過程で、水漏れなどしない様にきっちりパッキンを挟み込んでいたという。

将来は自分が工場の仕事を引き継ごうと考えていたという。しかし、Hさんの父親の体調不良で工場を閉鎖し、その夢は叶わなかった。インターネット画面でグラウンドパッキンを見ながら「これと同じようなものを使っていた気がする」というH子さん。水漏れなどしない様に中に詰め込んで…と細かに説明する彼女の表情は次第に生き生きとしてきた。しかし「私が病気になったということは、他にも発病している方が居られるのではないのでしょうか？」と心配していた。

以前に、堺市の麻袋再生工場の悲劇を報告したが、彦根市でもまた同じことが起こっていた。Hさんと会って帰路に就いた私は、大好きな父親の手伝いをしてアスベストを吸ったという悲劇にやり場の無い

憤りと虚しさでいっぱいになった。



# 大阪市もアスベスト健康被害無料健診を実施

環境省はかつて石綿工場があった地域の近隣住民を対象とした「健康リスク調査」を行い、現在は全国で7カ所が指定地域になっている。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会などは、大阪市西成区にかつて存在した大阪パッキング西成工場周辺の近隣住民たちもその対象に入れるよう、要請していた。その結果、大阪市内全域を対象としての健診が実施される事となった。

普段は高額なCT検査が無料で受けられ、肺がん健診にも役立つので、以下の条件に当てはまる方は是非健診を受けて欲しい。

平成 26 年 7 月 16 日 14 時発表

## 石綿（アスベスト）の健康被害を調査します

問合せ先：大阪市保健所管理課

（審査・給付グループ）（06 - 6647 - 0793）

大阪市では、旧石綿取扱い施設の周辺に居住していた方に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を行う石綿ばく露健康リスク調査を実施します。

この調査は、石綿のばく露歴や石綿関連疾患の健康リスクに関する実態把握を行うため、石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラーク等の有無と健康影響との関係についての知見の集計を行い、また、石綿による健康被害の早期発見及び適切な受診を促すことにより、市民の健康管理に役立てられます。

この調査では、無料で胸部CT検査を受けることができ、専門家による読影も行われるため、X線のみ検査と比べると、精度が高い検査となっています。

### ◆対象者

原則として、市内の旧石綿取扱い施設の周辺に居住していたなど石綿にばく露した可能性があり、次の1～3を満たす方を調査対象者とします。

- 1 平成2年以前に、大阪市に居住していた方
- 2 大阪市が検査を実施する下記の保健福祉センターで検査を受けることができる方
- 3 本調査の内容を理解し、調査の協力に同意する方

### ◆実施日時

- 平成26年10月30日（木曜日）9：00～12：00、13：00～17：00

北区保健福祉センター（大阪市北区扇町2-1-27）

地下鉄堺筋線「扇町」駅2-B号出口北へ100m

●平成 26 年 11 月 17 日（月曜日）9：00～12：00、13：00～17：00

西成区保健福祉センター（大阪市西成区岸里 1-5-20）

地下鉄四つ橋線「岸里」駅 2 号出口より国道 26 号線沿いすぐ

●平成 26 年 11 月 29 日（土曜日）9：00～12：00、13：00～17：00

平野区保健福祉センター（大阪市平野区背戸口 3-8-19）

地下鉄谷町線「平野」駅 7 号出口西へ約 200m

◆定員 各回 60 名 計 180 名（先着順）

◆実施方法 問診、胸部エックス線検査、胸部 CT 検査

◆検査費用 無料

◆申し込み方法

電話又はファックスによる申し込みのみとなります。申し込み受付期間中に、申し込み専用電話（06-6647-0792）に電話又はファックス（06-6647-0718）してください。

電話により申し込みされる場合は、確認事項（住所・氏名・年齢・電話番号）をお聞きます。ファックスにより申し込みされる場合は、住所、氏名、年齢、電話番号を記入してください。

いずれの場合も、本市から問診票を申込者に送付しますので、問診票に記入後、本市に返送してください。後日、再度、本市から受診券・検査日程等を送付します。

◆申し込み受付期間

平成 26 年 8 月 1 日（金曜日）から 9 月 30 日（火曜日）まで

ただし、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除いた平日の午前 9 時から午後 5 時 30 分の間となります。また、定員になり次第、受付を終了します。

## “ 職場のいじめ ” 労働相談

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター 著  
緑風出版 2000 円＋税



『メンタルヘルスの労働相談』の続編として書かれた本書は、厚生労働省が取り組み始めた「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を精査しながら、支援センターや労働組合、ユニオンに寄せられた具体的相談例をとりあげて、解決に向けた取り組みや方向性を探っています。また、最近問題になっている「感情労働」、「職場の暴力」（モンスターペアレントなど）も検討しています。

まずは、一人ひとりが声をあげることが重要です。

問合せ：いじめメンタルヘルス労働者支援センター  
tel: 03-6380-4453 / <http://ijimemental.web.fc2.com/>

# 韓国からの ニュース

## ■労災保険施行 50 年、高まる制度改善の声

雇用労働部と勤労福祉公団は 1 日午後、労災保険制度施行 50 周年を迎えて記念式を開催した。房河南（パン・ハナム）長官は「産業構造の変化に伴う雇用形態の多様化、新しい職業病の出現や少子化・高齢化などの条件変化に合うように、脆弱階層に対する保護を充実しなければならない」とし、「労災保険制度全般に対する根本的な見直しが必要だ」と話した。

労働部は今年下半期に、△個別実績料率算定制度の改善、△出退勤被災者の労災保険適用に関する研究委託と労使政の議論、△労災保険財政の合理化対策、△特殊雇用職の労災保険適用拡大、などの制度改善案を策定して年末の政策フォーラムで公論化する計画だ。労働部の関係者は「補償中心の労災保険制度をリハビリ中心に変えるために、リハビリ事業 5 ケ年中期発展計画を策定する」と話した。

労働界も民主労総と労働健康連帯など 12 団体が構成された「労災保険 50 年、働くすべての労災保険と安全の権利共同行動」が、この日労働部



労災保険制度改革 10 大要求を発表する記者会見

の記念行事が開かれたコーエックスの前で記者会見を行い、労災保険改革 10 大要求を発表した。

要求では、△労災認定疾患の範囲拡大、△労災保険申請の簡素化、△特殊雇用職など死角地帯の解消、△労働者の職業病に対する立証責任の解消、△労災保険審査・承認体系の改善、△リハビリ政策の強化、△被災労働者の職場復帰義務の法制化、などを求めた。

共同行動、韓国労総はそれぞれ労災保険制度をテーマにした討論会を開催する。また「下半期には会員組合と被災患者団体、韓国労総の労災保険諮問委員、各界の専門家から労災保険改革の課題に関する意見を集約し、10 大改革課題を選定して労働部と国会に伝える」と明らかにした。2014 年 7 月 2 日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

## ■「社会基盤の造成現場を止めるストで」建設産業連盟が全面スト宣言決起大会

建設産業連盟は、初めて行う傘下の建設労組、プラント建設労組、建設企業労組の共同ストライキを前に、闘争力を高めた。

連盟は 1 日、汝矣島（ヨイド）で『2014 建設労働者全面ストライキ宣言決起大会』を行い、「ストライキで建設現場をひっくり返す」と宣言した。この日は賃金引き上げを要求してストライキに突入した建設労組・タワークレーン分科所属の組合員と、連盟傘下組織の常勤幹部と組合員、4 千人が決起大会に参加した。

連盟は 5 月末に、国民と労働者が安全な建設現場を作るため、7 月 22 日に 3 労組が同時にストライキに突入すると予告した。主な要求は、△建設技能員法の制定、△退職共済の掛け金引上げ、△活線作業の廃止、△事業団地の老朽設備の早期交換、△労災死亡への元請け責任強化、△法定管理中の建設会社の工事保証制限の緩和だ。連盟は決起大会の前に

雇用労働部、国土交通部と面談を行い、ストライキ要求案に対する考えを聴取したが、満足できる返答を聞くことができなかつたと伝えられた。

イ・ヨンデ委員長は「我々の要求は建設労働者の死と、賃金不払いによって、家庭が破綻するのを防ぐという基本的なこと」で、「1%にもならない権力が1500万の労働者を無視する世の中をひっくり返すためには、社会基盤の造成現場を止める強力な全面ストライキが必要」と話した。

シン・スン Chol 民主労総委員長は挨拶で、「資本家は表面では『産業の担い手』と言いながら、建設労働者が死ぬことなく働くという基本的な権利を無視している」。「民主労総も22日には同盟ストライキを闘うが、闘えば強くなるという信念を持って、すべての生命が尊重される世の中のために闘おう」と訴えた。2014年7月2日 毎日労働ニュース ヤン・ウラム記者

## ■労災認定基準が余りに厳格で、労災申請を敬遠／韓国労総と労災保険研究フォーラム

ドイツやアメリカに比べて余りに少ない韓国の労災申請件数は、事業主の労災隠蔽に起因するものではなく、厳格な認定基準のせいだという主張が出された。労災保険50周年を迎えた今年こそ、労災保険の適用範囲を拡大して業務上疾病の認定基準を大幅に上げなければならないという声が大きくなっている。韓国労総と労災保険研究フォーラムが、4日に『労災保険制度改善の政策討論会』を開催した。

## 韓国の筋骨格系疾患、カリフォルニア州の50分の1

この日、『労災療養体系の改編と療養範囲の拡大対策』を提案したウォン・ジョンウク延世大医大教授によれば、アメリカのカリフォルニア州の労災保険加入労働者は1400万人で、我が国と似ている。2012年のカリフォルニア州での労災保険請求件数は53万5000件で、災害率は1.7%だ。ドイツは2010年基準で労災保険適用人口が

3180万人で、この内3日以上休業した被災者は95万4000人(災害率2.5%)だ。

一方、韓国の労災被災者は9万3292人(2011年基準)で、ドイツの10分の1、カリフォルニア州の5分の1に過ぎない。

ドイツやアメリカより低い我が国の労災申請件数について、この間ほとんどの専門家は、労災隠蔽が深刻なためと見ていた。これに対してウォン教授は「労災隠蔽で片付けるには、その差がとても大きい」。「労災保険による業務上疾病の認定基準が余りに厳格な結果と解釈するのが妥当だ」と主張した。

実際にカリフォルニア州の場合、筋骨格系疾患患者が25万人であるのに比べて、我が国は4885人に過ぎない。ウォン教授は「我が国で筋骨格系疾患の発生率が低いのではなく、労災認定基準が厳格で、労働者が申請自体を敬遠している」と指摘した。

一方、ドイツは95万人の被災労働者のうち業務上疾病は6万9000人で、筋骨格系疾患患者は1万人に過ぎない。アメリカの25分に1だ。しかしそれなりの理由がある。ドイツは業務上の疾病でなくても、病気になるれば6週間は給与の100%を事業主が負担するように規定している。筋骨格系疾患のような場合、ほとんどは期間内に治療が終わり、障害も残らないというのがウォン教授の説明だ。

「傷病給与がない我が国は、アメリカのように筋骨格系疾患患者がはるかに多くいるはずなのにそうでないのは、筋骨格系疾患の認定範囲がそれだけ狭いという意味」で、「ドイツでは各種の職業病患者が6万9000人に過ぎないということは、我が国の業務上疾病の認定基準がそれだけ厳格だという事実を反証する」と話した。2014年7月7日 キム・ミヨン

## ■『最悪の殺人企業』に現代製鉄と大宇建設／特別賞に規制改革委員会を選定

現代製鉄と大宇建設が『最悪の殺人企業』に



2014 年殺人企業を発表 ソウル・チョンゲ広場

選ばれた。労災死亡対策作りのための共同キャンペーン団は、この2つの企業が昨年最も多くの労災死亡事故を起こした『殺人企業共同1位』という不名誉を得たと明らかにした。

労働健康連帯と韓国労総、民主労総、シム・サンジョン進歩正義党議員、毎日労働ニュースが一緒にする共同キャンペーン団は、清溪（チョンゲ）広場で「2014 最悪の殺人企業選定式」を行い、昨年最も多くの労働者を死に追いやった企業の順位を発表した。

キャンペーン団は、雇用労働部がウン・スミン新政治民主連合議員とシム・サンジョン正義党議員に提出した「2013 年重大災害発生現況報告資料」に基づいて、殺人企業の順位を選定したと明らかにした。

現代製鉄唐津（タンジン）工場では2013年1年間で10人の労働者が亡くなった。昨年1月と2月の墜落死と巻かれる・挟まる事故に続き、5月には5人がアルゴン・ガスで窒息死した。労働部は現代製鉄唐津工場に対する特別勤労監督を実施し、同年7月には1123件の産業安全保健法違反事項を摘発した。その後も現代製鉄唐津工場では労働者2人の墜落死を始めとして、有害物質中毒事故で3人が命を失った。

大宇建設では道路の建設工事現場とアパートの新築現場など10ヶ所で、墜落（6人）、巻かれる・

挟まる（2人）、飛来物にぶつかる（2人）事故で10人が犠牲になった。大宇建設は2011年にも最悪の殺人企業に選ばれたことがあり、「殺人企業2冠王」という汚名も得た。

3位は大林産業で、昨年3月に麗水（ヨス）産業団地の爆発事故で6人が一度に命を失うなど、9人の労災死亡者を出した。4位は同年7月、ソウルのオリンピック大路の上水道管工事で発生した水没事故で労働者7人の命を奪い取ったチョンホ建設、中興建設・新韓建設が挙げられた。6人が死亡したロッテ建設は5位を占めた。共同6位はそれぞれ5人が亡くなった現代建設、ソヒ建設、ポスコ建設、韓信公営、SK建設の名が挙げられた。

殺人企業特別賞は、大統領直属の機構である規制改革委員会に授与された。キャンペーン団は「最近頻発する労災と各種安全事故の裏に、政府の安全関連の規制緩和が大きな役割をしている」とし、「このような規制緩和の流れの主体は、まさに大統領とその直属機構である規制改革委」と指摘した。規制改革委はすべての法律と条例に対する改廃意見提出権を行使し、行政府の機能を越える超憲法的機関という批判が挙げられている。企業のロビー窓口には過ぎないという声も高い。

キャンペーン団の関係者は「経済が発展し、1人当りの国民所得も増えているのに、なぜ後進国型の労災事故は減らないか」と反問した後、「最悪の殺人企業に選ばれた現代製鉄と大宇建設、そして特別賞を受けた大統領直属規制改革委の姿を見れば分かる」と皮肉った。2014年7月10日 キム・ミヨン

（翻訳：中村 猛）



# 前線から

## はつりじん肺損害賠償訴訟 第25回弁論報告

大阪

### 徳田さんの本人尋問

原告の徳田輝顕さんによると、今回で27回目の出廷という。本稿のタイトルが「第25回弁論報告」だから25回目になるのではないだろうか。このように徳田さんに問いかけると、徳田さんは手帳を見ながら、「ええか」と過去の出廷日を1日ずつ教えてくれた。数え終えて「・・・というわけで27回目や」ときっぱり言い切った。

きちんと出廷日を手帳に付けているあたりはさすが徳田さんである。この会話をしたときには気が付かなかったが、昨年11月に実施された知念さんの証拠保全手続きは二日間に渡って行われたのであった。もう一日多いことになるが、ほかにも弁論以外で出廷したことがあったに違いない。本日開催される2回

目の尋問に対しても、徳田さんは「任せておきなさい」と言っており、これなら私たちも安心して送り出すことができる。

不安要素は体力である。水中歩行訓練を通じたりハビリテーションに積極的に取り組んでいるものの、最近体力がなくなってきたとしきりに訴える。提訴時はまだ自転車にも乗ることができていたが、現在は車椅子なしで移動はできない。大きな電動車椅子では傍聴席を抜けて法廷に入りにくいため、職員通用口から入れさせてもらうようになってからずいぶん経つ。

徳田さんは2回目の本人尋問に臨むにあたり、作業現場現地調査で9か所の現場を見て回った。当時の記憶を喚起するためであるが、20年以上も昔の作業現場は現在とまったく周囲

の風景も異なっている。現場への道のりなどを覚えていたおかげで元作業現場までたどり着くことができたが、建物自体がすでに無くなっているものもあった。それでも、この時に見てきたことやその場で思い出したことが尋問の中で徳田さんの口から述べられて、改めて各現場で作業したことを立証することができた。

### 姑息な反対尋問

大林組を皮切りに、フジタ、浅沼組、清水建設、鹿島建設の5社が順番に反対尋問を行う。大林組は今回の尋問に併せて2名の大林組職員が陳述書を提出し、徳田さんの主張に反論した。徳田さんが入場した現場で監督だった人物が、徳田さんが主張するような作業が存在しないと言うのである。この陳述書に基づいて、「徳田さんが言うような作業は発生しえない」と反対尋問が行われる。徳田さんは「あった」と迷わず答えて妄言を撃退したが、根拠のない主張に基づいて、基本的に人を疑うことを知らない原告を誤った方向に誘導する傾向にある



のが大林組である。しかも長時間の尋問を通じて原告を疲弊させようとしていることは明らかで、予想された通り開始1時間半ほどで徳田さんの声が弱まってきた。

### 休憩の必要性

すかさず原告側の中島弁護士が、休憩が必要だと割って入ってくれたため10分間の休憩が認められた。徳田さん自身はこの休憩時間中に微塵も動かなかったが、休憩にはなったようである。その後の尋問と裁判官尋問に対しては、しっかりした声で応答していた。

本人尋問という緊張感あふれる環境に、高齢のじん肺患者を数時間も拘束するのはそもそも無理がある。今回の徳田さんは比較的尋問時間が短い、他の原告についても休憩を入れるか、場合に寄っては長時間の中断が必要になるかもしれない。

### 福本さんの本人尋問

嫌なことは後回しがよいか、早めに終える方がよいか。性格にもよるが、福

本隆一さんは後回しにしたと考えるタイプだった。それでも7月31日に本人尋問が行われることが伝えられると静かにこの決定を受け入れて、今まで提出された陳述書を読み直していた。

竹中工務店からの反対尋問では、提出された現場ノートについて質問された。竹中工務店は、福本さんの現場が1年程度しか出てこないことに疑問を持った。5年ほど竹中工務店の現場に入ったというが、実際は5年の中で1年くらいしか竹中工務店の現場がないのではないか。また、5年間ほとんど竹中工務店の現場に入場したというのは誤りで、本当は現在主張している現場以外には竹中工務店の現場はないのではないか、と食い下がる。

福本さんもはじめは質問の意図を分かりかねていたが、焦点となっているノートが思わぬところから出てきたこと、記録は付けていたが現在他にはノートが残っていないことを説明した。

### 焦熱の法廷

節電が徹底している裁判所は、法廷内の人数が多く温度も上昇しているからという理由で冷房を強めるようなことはしない。浅沼組の代理人が書記官に「この暑さ、どうにかなりませんか」と尋ねていたが、どうにもならないらしい。

原告も給水をしながら暑さに耐えているが、法廷内中で扇子や下敷きで扇ぎ始める数が多くなってきた。せわしくなく仰ぐ手の合間に憔悴しきって首を垂れる代理人が見える。中には見事に机に突っ伏してしまった方もいた。

原告はみな病人であり、体調には十分配慮してもらわなくてはならないにもかかわらず、この環境は厳しすぎる。次回9月11日はまだまだ暑いのではないだろうか。次回尋問に臨む安里さんへの影響が懸念される。

### 村山さん、一喝

他の原告らによると、竹中工務店代理人の尋問は声も大きく分かり易く、尋問姿勢も紳士的であったと評価している。しかし、福本さんも多くの原告同様複

数の被告を相手に闘っているため、それぞれ短時間ながらも数多くの被告代理人と対峙する。その中には今回初顔合わせの代理人もいた。

竹中工務店に続き登場したのは鴻池組代理人である。鴻池組は月々の賃金を計算するための出面の意味が分からず、しきりに福本さん自身が出面を作成したのだと強調する。はつり工は、出面と自分の記録（ノート）を照らし合わせて間違いがないか確認することはあっても、自分で出面を作成することはない。そのため鴻池組からの質問には福本さんも面喰って「コピーですよ、これ」と回答するばかりである。

鴻池組の代理人は滑舌が悪く、よく福本さんが聞き取れたと感心するくらいであった。2人1組で尋問をして、2人とも聞き取りにくいとなればこれほど不幸なことはない。鴻池組は浜川さん、岡山さん、末吉さんが今後尋問を受けるが、できれば別の代理人に代ってもらいたいくらいである。

森組代理人の、自分で

何を質問しているのかわかっていない雰囲気も不適切だった。訴状が届いて以降、直前まで何も準備していなかったのではないかと思われる。まったく出廷しない西松建設は言うに及ばず、被告はもう少し真剣に本件に取り組んでほしい。

今回特筆すべきは原告らと同じくじん肺療養中の村山さんによる一喝である。最近は膝に故障を抱え、杖を突きながらもこの暑さの中、傍聴に来てくれた。清水建設代理人の福田弁護士は見るからに高齢で、重たい書証を抱えながらとぼとぼ歩く。この調子で午前中は徳田さん、午後は福本さんに尋問を行った。先述のとおり法廷の暑さは尋常ではなく、質問する方も脱水症状ぎりぎりだったのかもしれない。尋問時に証言台に覆いかぶさるようにして質問を始めるが、まったくと言っていいほど質問が

聞き取れない。何かにつけ穏便な裁判長も怪訝な顔を示し始めたころ、傍聴席から一喝が挙がった。「ちゃんと聞こえるように質問してくれないと！こそこそ話しては分かん！」

ほんの一瞬、間が空いたが、件の被告代理人から「聞こえなかったですか？」と発言者に対して質問がなされ、尋問が中断する。その後ようやく裁判長が「あ、あの・・・、勝手な発言は控えて。被告代理人ももう少し大きな声で」と注意が入った。本来であれば、原告代理人や裁判官から声の小ささを注意すべきところだが、法廷全体が暑さで参っていたのではないだろうか。その間隙をぬって発せられた村山さんの一喝はダレ切った法廷に対する一喝だった。当日法廷にいたすべての者は村山さんには感謝すべきで、本稿でもその栄誉を称えたい。

**次回期日 原告安里正秀さん本人尋問**  
日時：9月11日（木）10時15分～  
場所：大阪地裁202法廷（大法廷）

# 7月の新聞記事から

7/1 厚生労働省は2013年度の石綿労働災害の認定状況を公表。請求は1113人(前年度比59人減)、認定は1085人(2人増)。中皮腫での認定が528人(6人増)、肺がん383人(19人減)、びまん性胸膜肥厚53人(14人増)、良性石綿胸水44人(1人減)。石綿肺は77人(2人増)。時効後の石綿救済法に基づく申請は40人(138人減)、労災認定は23人(144人減)とともに大きく減った。産業別では建設業が認定の52.2%、製造業が39.1%を占めた。

7/3 野菜のカット工場で働いていた京都市のパート従業員の女性が、作業中に左手の指を切断し心的外傷後ストレス障害(PTSD)を患ったとして、療養補償給付などの支給を求めた訴訟の判決があり、京都地裁は京都下労働基準監督署の不支給決定処分を取り消し、女性に療養補償給付などを支給するよう命じた。裁判長は「PTSDを患ったとは認められないが適応障害と認められる」と認定。「適応障害を発症させるに足りる心理的負荷をもたらすものだった」とした。

石綿による肺がんで死亡した長崎市の男性が、石綿にさらされる作業に計16カ月間携わったことが原因として、長崎労働基準監督署に労災認定された。広範囲の胸膜プラークがある場合、曝露期間が「原則10年以上」から「1年以上」へ緩和された新認定基準を適用した。長崎労基署は「胸部CT画像で胸膜プラークの広がり胸壁内側の4分の1以上」などの基準を満たしたとして2014年3月に労災認定した。

7/6 クボタの旧神崎工場のアスベスト被害で、同社の2006年以降に救済金など支払いを受けた人は周辺住民265人と下請け労働者9人の計274人となった。クボタによると、最初に88人に支払った後も毎年13~37人が対象者に認定された。このほか、救済金制度とは別に支払われた下請け労働者9人分も含め、実質的な補償金の総額は102億円に達した。

7/8 宮城県警佐沼署の30代の男性警察官が自宅で首をつって死亡した。現場に複数の上司からパワハラを受けたと示唆する遺書があり関連を調べている。遺書には上司の署員2人の名前を記し「言動や指示に困惑していた」との趣旨が書かれていたという。

7/10 福島第一原発の事故の際、事故対応を続けられるよう国が急ぎ、被曝線量上限を引き上げたことを巡り、労働問題に取り組む団体が事故に備えた制度づくりを求めたのに対し、原子力規制庁は法整備を検討する考えを初めて示した。これまで3年にわたる交渉で、省庁側は「担当ではない」などの回答を繰り返し、法整備を検討する考えを示したのは初めて。

7/14 在職中の女性の4人に1人に当たる26.3%がマタニティーハラスメント(マタハラ)被害を経験したことが、連合の調査で分かった。調査は20~40代の全国の女性634人を対象に5月下旬にインターネットで実施。妊娠経験のある319人が回答、内訳は「心無い言葉を言われた」が10.3%で最多、「妊娠を相談できる職場文化がなかった」が8.2%、「解雇や契約打ち切り、自主退職へ誘導などをされた」が5.6%で

続いた。パワハラやセクハラ被害を受けた女性も48.2%に上った。

7/15 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は26、27日の両日、新潟県内で初めて石綿健康被害についての無料相談会を開く。相談会は両日の午前10時~午後5時、新潟市一般財団法人「ささえあいコープ新潟」で開催。

7/16 大阪市は市内のアスベスト関連工場周辺に住んでいた人らを対象に10月から無料の検診をすと発表した。環境省の委託を受けた健康リスク調査で、8月から9月末まで希望者を募る。

7/17 ニチアス王寺工場に勤めていた元従業員3人が、アスベストによる健康被害を訴えた損害賠償請求訴訟は、2010年10月の奈良地裁への提訴から4年近くを経て結審した。判決は10月23日。

7/18 アスベスト関連疾患の労災申請が昨年度、島根県内でゼロだったことが厚生労働省の統計で分かった。全都道府県で唯一、申請がなかった。支援団体の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会は「石綿産業の盛んだった関西などで働いた経験のある者が島根にも多くいるはず」と松江市の松江テルサで21日午前9時から石綿被害の相談会を開く。

肥後銀行(熊本市)に勤めていた男性行員(40)が長時間労働でうつ病となり自殺したとして遺族が同行に損害賠償を求めた訴訟で、同行が自殺と過重労働の因果関係を認めていたことが分かった。訴訟はこの日に熊本地裁であった口頭弁論で結審し、判決は10月17日。

7/22 アスベストで健康被害を受けたのは川崎重工業(神戸市)が安全対策を怠ったためだとして、元社員の吉田嘉忠さん(72)ら3人が、慰謝料など総額約9500万円の損害賠償を求め、神戸地裁に提訴した。他の原告は、悪性胸膜中皮腫で2012年6月に67歳で死亡した元社員の男性の遺族2人。吉田さんは1960年代、石綿粉じんが舞う同社造船工場造船部電気工事など、男性はボイラーの溶接作業などに従事。ともに悪性胸膜中皮腫と診断され労災認定された。

7/24 厚生労働省は胆管がん労災の専門家検討会を開き、京都府の印刷会社で働いていて50代で死亡した男性を業務上の災害と結論を出した。京都労働局で労災認定される見通し。検討会で京都府の男性はICカード表面のほこりを取る機械のローラー洗浄で、約6年間にわたり150ppmを超える「1、2ジクロロプロパン」を浴びた。

7/31 牛井チェーン「すき家」の労働環境を調査してきた第三者委員会は調査報告書を発表した。すき家の非管理職社員418人の平均残業時間が労使協定を大幅に上回る月109時間に上ったことなどを明らかにし、「現場は著しい過重労働が生じており、法令違反状況に至っていた」と指摘。運営会社のゼンショーホールディングスに長時間労働を禁止するルール策定や深夜の1人勤務体制(ワンオペ)の解消などを早急実現すべきだと提言した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、	1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259